

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 1 月 4 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600202号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600074号

第1 結論

昭和43年頃から昭和45年頃までの期間について、請求者のA事業所(現在はB社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和45年頃から昭和49年頃までの期間について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和43年頃から昭和45年頃まで
② 昭和45年頃から昭和49年頃まで

請求期間①については、D県に所在するA事業所に勤務し、E市のF業務に従事していた。

請求期間②については、G県に所在するC社に勤務し、H業務に従事していた。

請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①については、適用事業所名簿によると、A事業所は昭和43年7月19日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当したことが確認できる。

しかしながら、請求者のA事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、同事業所の請求期間①当時の事業主は既に死亡しているため、当該事業主からは請求者の勤務実態を確認することができない。

また、B社の現在の事業主は、請求者の勤務実態については請求者に係る出勤簿等の資料が無く不明としており、厚生年金保険の加入状況については請求期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の届書を保管しているが請求者に係る当該届書は無い旨回答している。

なお、請求期間①において、A事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できる者はいずれも所在が不明又は死亡しているため、当該被保険者からは請求者の主張を裏付ける陳述又は回答を得ることができない。

2 請求期間②については、請求者のC社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できないものの、当該期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の被保険者の回答により、請求者の勤務期間は特定できないが、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、C社は昭和55年10月31日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、請求期間②当時の事業主も既に死亡していることから、昭和55年10月時点の事業主に照会したが、請求者の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等についての回答は得られない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。